

京都市告示第426号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 1月25日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
中川1号線	北区中川東山6番地地先内	旧	メートル 32.00	メートル 3.50 ~ 3.60
		新	32.00	4.26 ~ 14.00
南第三経19号線	南区東九条東岩本町3番地地先から 同町1番地の2地先まで	旧	60.30	2.95 ~ 7.05
		新	60.30	6.00 ~ 10.70
南第三緯5号線	南区東九条東岩本町24番地の1地先から 同町7番地の1地先まで	旧	59.80	6.00
		新	59.80	6.00 ~ 6.01
南第三緯6号線	南区東九条東岩本町31番地の3地先から 同町3番地地先まで	旧	35.30	5.95
		新	35.30	6.00

大枝36号線	西京区大枝東長町 1 番地の58地先内	旧	16.30	4.98 ~ 5.00
		新	16.30	5.03 ~ 6.00

( 建設局土木管理部道路明示課 )